

高齢者福祉関係事業の概要・整理

財源	サービス名称(対象者)				実施	内容等	
介護保険サービス	介護給付(要介護認定1から5)				広域連合	介護保険による(旧来の介護予防も含む)給付サービス	
	予防給付(要支援認定1、2)		訪問・通所以外				
地域支援事業	介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・生活支援サービス事業 (要支援1、2、チェックリスト該当)	訪問・通所	(従来相当のサービス)	市で実施 (今後整備するものを含む)	介護予防の教室等	
				(基準緩和型)A			
				(住民主体型)B (未実施)			
				(一定期間型)C			
		その他生活支援事業(未実施)		広域連合から社協(地域包括支援センター)に委託			
		介護予防ケアマネジメント (ケアプランの作成)					
	一般介護予防 (上記の者を含む65歳以上高齢者全体)				市で実施	介護予防の教室等 資料1	
	包括的支援事業	(包括支援センター運営事業)				広域連合から社協(地域包括支援センター)に委託	
		社会保障充実分	生活支援体制整備事業 資料2		市で実施 (一部社協委託)	・生活支援コーディネーター、協議体による地域資源の把握、住民主体サービスの開発、人材の養成 ⇒ 住民主体の生活支援・介護予防サービスの整備 ・第1層＝市全体、第2層＝小学校区	
			認知症施策推進事業 資料3		市で実施 (一部社協委託)	・認知症初期集中支援チームによる早期発見・対応 ・認知症地域支援推進員が行う関係機関連携、施策の企画(認知症カフェ等) ・MCI対策 など	
在宅医療介護連携推進事業			市で実施	他職種連携による研修、連携構築等			
地域ケア会議推進事業			広域連合から社協(地域包括支援センター)に委託				
任意事業					市で実施	配食(ダイニングサポート事業)	
一般財源(市単独財源)	上記の事業以外の事業				市で実施	高齢者タクシー利用助成事業	

- ・介護保険サービスと地域支援事業は、介護保険の財源からの公的支援があります。(介護保険法適用)
- ・一般財源による事業は、市の単独財源によります。(主に老人福祉法適用)